

東日本連携広域周遊ルート策定研究会設置要綱

(目的)

第1条 東日本連携広域周遊ルート策定研究会（以下「研究会」という。）は、東日本の各新幹線沿線自治体（以下「東日本連携各都市」という。）により採択された「東日本連携・創生フォーラム」の枠組みを活用し、東日本連携各都市間の広域連携による物産、食、文化、祭、イベント等の地域資源を相互活用した広域観光周遊ルートの策定、及び当該周遊ルートの国際的な観光認知度の向上を図ることを目的として設置する。

(業務)

第2条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、国際会議や文化・スポーツイベントなどMICE機会等を活用した国内外の観光誘客対策をすること。
- (2) 既に成功している取組事例を他の自治体間での応用すること及び共通イメージ・テーマ・季節ごとのツアー企画の検討をすること。
- (3) 交通事業者への新幹線増発等の要望をすること。
- (4) その他、「東日本連携広域周遊ルート策定」に関すること。

(研究会の組織)

第3条 研究会は、別表に定める東日本連携各都市及び当該都市に所在する観光に関わる団体をもって組織する。この場合において、観光に関わる団体の参加は、各都市につき1団体までとする。

- 2 研究会の構成員は、東日本連携広域周遊ルート策定に賛同し、その取組にあたり、自主的かつ参加者相互の連携を重視する。

(研究会の役員)

第4条 研究会に会長を置き、研究会の構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名した者が、会長の職務を行うものとする。

(会議)

第5条 研究会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料を提出させることができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 研究会に提案する事項について、検討及び調整をするため、必要に応じ研究会にプロジェクトチーム（以下、「PT」という。）を置くことができる。

2 PTの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 研究会の事務を処理するため、研究会に事務局を置く。

2 研究会の事務局の庶務は、さいたま市において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は研究会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月19日から施行する。

別表

函館市
盛岡市
仙台市
秋田市
福島市
会津若松市
郡山市
宇都宮市
小山市
那須塩原市
みなかみ町
新潟市
三条市
魚沼市
南魚沼市
高岡市
氷見市
南砺市
金沢市
長野市
上田市
さいたま市